

## 農機具共済約款の一部改正について

農機具共済約款の一部を下記のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 【改正の理由】

農機具共済約款例（平成 12 年 3 月 31 日 12 農経 B 第 1234 号農林水産省経済局長通知）新旧対照表の一部改正に伴う改正

#### 【改正の概要】

農機具共済の免責等の明記

令和 2 年 4 月 1 日から改正民法が施行され、定型約款の規定の新設等、消費者保護の規定が明記されることに合わせて、以下の事項について改正を行いました。

- （1） 事故発生通知の遅延期間の度合いとそれに応じた共済金支払責任の免責割合の明記
- （2） 共済金を支払う責めに任じない消耗部品又は消耗部品に準じる部品の明記
- （3） 瑕疵がある管理・操作等により発生した事故とそれに応じた削減割合の明記

#### 【効力の発生時期】

この約款は、令和 2 年 6 月 9 日より施行し、改正後の約款は、令和 2 年 4 月 1 日以降に共済責任期間の開始する共済関係から適用いたします。

## 農機具共済約款新旧対照表

改 正	現 行						
<p><b>農機具損害共済約款</b></p> <p>(災害共済金を支払わない損害)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>次に掲げる消耗部品にのみ</u>発生した損害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>エアクリーナー・エレメント、オイル・フィルター、パイプホース類 (燃料、ラジエータ、油圧等)、電球類 (ヘッドライト等)、ヒューズ、電気配線、ケーブルワイヤー (変速、クラッチ等)、植付爪、ロータリーの刃及び爪、Vベルト</u></p> </div> <p>(注) <u>全損買換えの場合は適用しない。</u></p> <p>(10) <u>次に掲げる部品に生じた損害</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"><u>消耗部品に準じる部品</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃のみの事故 (単独事故) の損害</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>100%</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃及び</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>消耗割合適用</u> <u>(年 6%×経過年数)</u> <u>※50%限度</u></td> </tr> </table>	<u>消耗部品に準じる部品</u>	<u>損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合</u>	<u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃のみの事故 (単独事故) の損害</u>	<u>100%</u>	<u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃及び</u>	<u>消耗割合適用</u> <u>(年 6%×経過年数)</u> <u>※50%限度</u>	<p><b>農機具損害共済約款</b></p> <p>(災害共済金を支払わない損害)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>消耗部品にのみ</u>発生した損害 (新設)</p>
<u>消耗部品に準じる部品</u>	<u>損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合</u>						
<u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃のみの事故 (単独事故) の損害</u>	<u>100%</u>						
<u>タイヤ、クローラ (キャタピラ)、チェーン、コンバインの刃以外の刈刃、こぎ歯、受網、排ワラカッターの刃及び</u>	<u>消耗割合適用</u> <u>(年 6%×経過年数)</u> <u>※50%限度</u>						

改 正		現 行								
<u>その他の損傷個所を併発した場合の事故（併発事故）の損害</u>	<u>※全損事故の場合適用なし</u>									
<u>コンパインの刃</u>	<u>50%</u>									
<u>(注) 全損買換えの場合は適用しない。</u>										
2 (略)		2 (略)								
<b>(災害共済金を支払わない場合)</b>		<b>(災害共済金を支払わない場合)</b>								
<b>第6条</b> この組合は、次の場合には災害共済金の <u>全部又は一部</u> を支払いません。		<b>第6条</b> この組合は、次の場合には災害共済金を支払いません。								
(1) ~ (4) (略)		(1) ~ (4) (略)								
(5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を <u>行使することができる時から3年間行使しない場合</u>		(5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を <u>3年間怠った場合</u>								
(6) (略)		(6) (略)								
<u>2 この組合は、前項第1号に該当する場合には、第7条第1項の規定による災害共済金と、第7条第2項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払わないものとする。</u>		(新設)								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">通知の遅延期間</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>15日以上30日未満</u></td> <td><u>10%</u></td> </tr> <tr> <td><u>30日以上60日未満</u></td> <td><u>20%</u></td> </tr> <tr> <td><u>60日以上</u></td> <td><u>30%</u></td> </tr> </tbody> </table>		通知の遅延期間	削減割合	<u>15日以上30日未満</u>	<u>10%</u>	<u>30日以上60日未満</u>	<u>20%</u>	<u>60日以上</u>	<u>30%</u>	
通知の遅延期間	削減割合									
<u>15日以上30日未満</u>	<u>10%</u>									
<u>30日以上60日未満</u>	<u>20%</u>									
<u>60日以上</u>	<u>30%</u>									

改 正

現 行

<u>事故発生通知時において、既に損害箇所が復旧され、損害評価が不可能となった場合</u>	<u>100%</u>
---	-------------

(災害共済金の支払額)

第7条 (略)

2 (略)

3 加入者が第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額 (前項の損害の額に次の表1及び表2の左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。「以下この条において同じとします。」) を差し引いて得た額を前項の損害の額とみなす。

表1

<u>通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合</u>	<u>削減割合</u>
<u>オイル不足によるエンジンの焼きつき事故</u>	<u>100%</u>
<u>ラジエーターの水不足による事故</u>	<u>100%</u>
<u>始業点検の際、工具等を機体内に置き忘れによる破損事故</u>	<u>50%</u>
<u>オイル、グリス不足によるPTO部分(トラクター等とロータリー等の連結部分)の事故</u>	<u>50%</u>
<u>上記以外の整備点検不良による事故</u>	<u>20%</u>

(災害共済金の支払額)

第7条 (略)

2 (略)

3 加入者が故意又は重大な過失によって第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

(新設)

改 正

現 行

表 2

事故形態により損害を防止又は軽減することができたと認められる場合	削減割合
<u>火災等の事故</u>	
・燃料給油中の不注意による火災事故	20%
・整備不良による火災事故	20%
・エンジン作動中の火災事故	10%
・格納場所以外での盗難（状況に応じて適用）	0～20%
<u>稼働中の事故</u>	
・刈取り作業中、コンバイン等の中に収穫物を詰まらせ脱穀部分等の破損	100%
・共済事故として明らかに認定できるもので、その対象物が明確でない場合	30%
・稼働中の事故（衝突・接触・墜落・横転・異物の巻き込み等）	20%
<u>自然災害による事故</u>	
・加入者に過失が認められる場合（状況に応じて適用）	0～100%

表 3

一定期間内に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害は防

改 正				現 行	
<u>止または軽減することができたと認められる場合</u>					
<u>事故回数</u>	<u>対象期間</u>	<u>同一加入者又は 同一農機具の別</u>	<u>削減割合</u>		
<u>2回</u>	<u>事故発生日から過去 3年間</u>	<u>同一 農機具</u>	<u>10%</u>		
<u>3回</u>	<u>事故発生日から過去 3年間</u>	<u>同一 農機具</u>	<u>20%</u>		
<u>4回以上</u>	<u>事故発生日から過去 3年間</u>	<u>同一 農機具</u>	<u>30%</u>		
<u>(注) 事故回数については、自然災害による事故は除く。</u>					
<u>4 前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表1から表3を合算して適用する。</u>				(新設)	
<u>5 (略)</u>				<u>4 (略)</u>	
<b>(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)</b>				<b>(告知・通知義務の承認の場合)</b>	
第21条 第10条(告知義務)、第12条(通知義務)第1項、第33条(共済関係の承継)第1項又は第34条(共済目的の入替え)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、 <u>次の表に</u> 定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。				第21条 第10条(告知義務)、第12条(通知義務)第1項、第33条(共済関係の承継)第1項又は第34条(共済目的の入替え)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、 <u>別に</u> 定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。	
<u>承認又は承諾する場 合</u>		<u>追 加 額</u>	<u>払 戻 額</u>		

改 正			現 行
<p><u>1 加入者が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合</u></p>	<p><u>共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額</u></p>	<p><u>既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額</u></p>	
<p><u>2 加入者が共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承継の承諾申請を受け、農業共済団体がこれを承認し、又は承諾する場合</u></p>	<p><u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額</u></p>	<p><u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額</u></p>	

改 正		現 行
<p><u>3 加入者が共済目的である農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した旨を通知し、共済目的である農機具の変更について組合が承認する場合</u></p>	<p><u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額</u></p>	<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p><b>第 22 条</b> 第 11 条（告知義務違反による解除）第 1 項、第 14 条（重大事由による解除）第 1 項又は第 25 条（損害発生の場合の手續）第 4 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。</p> <p>2 第 12 条（通知義務）第 3 項、第 13 条（危険増加による解除）第 1 項又は第 16 条（共済目的の調査拒否による解除）第 1 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>次の表により</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>
		<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p><b>第 22 条</b>（略）</p> <p>2 第 12 条（通知義務）第 3 項、第 13 条（危険増加による解除）第 1 項又は第 16 条（共済目的の調査拒否による解除）第 1 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>この組合の定める係数をもって</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>

改 正		現 行
<p style="text-align: center;"><u>返還する場合</u></p> <p><u>1 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合</u></p>		(新設)
<p style="text-align: center;"><u>返 還 額</u></p> <p><u>共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。</u></p>		
<p><u>2 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u></p>		
<p><u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u></p>		
<p><u>3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u></p>		<p><u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u></p>
<p><u>1の既経過月数に応じた係数</u></p>		
<p><u>既経過共済</u> <u>責任期間 (月)</u></p>	<p><u>係 数</u> <u>(%)</u></p>	

改 正		現 行
<u>1</u>	<u>20.0</u>	
<u>2</u>	<u>30.0</u>	
<u>3</u>	<u>40.0</u>	
<u>4</u>	<u>50.0</u>	
<u>5</u>	<u>60.0</u>	
<u>6</u>	<u>70.0</u>	
<u>7</u>	<u>75.0</u>	
<u>8</u>	<u>80.0</u>	
<u>9</u>	<u>85.0</u>	
<u>10</u>	<u>90.0</u>	
<u>11</u>	<u>95.0</u>	
<p><u>既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。</u></p>		
3 (略)		3 (略)
4 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除)第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して <u>第2項の表</u> に定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。		4 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除)第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの <u>組合</u> の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
5 (略)		5 (略)

改 正	現 行
<p><u>(約款の変更を行う場合の対応)</u></p> <p><u>第37条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

附 則

この約款は、令和2年6月9日より施行する。なお、改正後の約款は、令和2年4月1日以降に共済責任期間の開始する共済関係から適用する。